

## 2013年度（平成25年）東雲小学校の非常勤講師経費基準分積算

2013年3月 広島大学教職員組合

### 【2月校長会議資料】

区分	常勤教員数 *注1 (A)	1学年当たり クラス数 (B)	学習指導要領上の授業時間数			教員1人当 り基準時間 数 *注3 (C) B×C	基準時間数によ る現員教員数で の年間可能時 間数 (E) (D/A)	基準時間数 との差 (G-D) (F) F×A	非常勤講師 必要時間数 (G) (G-D)
			年間授業時 間数 *注2 (C)	学校当り年 間授業時間 (D)	常勤教員1 人当り担当 時間数 (E) (D/A)				
単式学級	23	2	5,645	11,290	740	700	16,100	▲ 930	▲ 930
複式学級		1	2,870	2,870					
特別支援学級		1	2,870	2,870					

注1. 常勤教員数には、副校長・養護教諭及び栄養教諭は除く。

注2. 年間授業時間数のうち附属東雲小学校の複式、特別支援は2, 4, 6年の時間数を計上。

注3. 教員1人当たりの標準時間数は、公立の基準時間数(875時間)の8割として算出。(研究活動が必要となるため教育に関する時間数を軽減)

注4. 学習指導要領上の授業時間数は、学習指導要領の改訂に伴う新課程標準時数。

### 【るべき積算：基本】

区分	常勤教員数 (A)	1学年当たり クラス数 (B)	学習指導要領上の授業時間数			教員1人当 り基準時間 数 (C) B×C	基準時間数によ る現員教員数で の年間可能時 間数 (E) (D/A)	基準時間数 との差 (G-D) (F) F×A	非常勤講師 必要時間数 (G) (G-D)
			年間授業時 間数 (C)	学校当り年 間授業時間 (D)	常勤教員1 人当り担当 時間数 (E) (D/A)				
単式学級	23	2	5,645	11,290	902	700	16,100	▲ 4,650	▲ 4,650
複式学級		1	3,720	3,720					
特別支援学級		1	5,740	5,740					

(説明)

(1) 複式学級の「年間授業時間数(C)」について

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、第1学年を含むクラスの生徒数は8名以下としている。しかし、東雲小学校では第1学年8名+第2学年8名の合計16名で1クラスとしているが、これは本来は2クラスとして編制すべきものである。実際に、複式低学年を常勤教員が2人で担当するためには、最低でも第1学年の年間授業時間数850時間と第2学年の年間授業時間数910時間が必要となる。したがって、常勤教員1人当たりの担当時間数を算出するに当たっては、第1学年の年間授業時間数である850時間を加算して計算することが必要である。

(2) 特別支援学級の「年間授業時間数(C)」について

校長会議で承認された「平成24年度以降の非常勤講師関係経費配分方針」に基づき、「平成25年度における非常勤講師経費の配分方針について(案)」では「特別支援学級への加配分として基準時間数を配分(各クラス複数教員体制となるよう必要人数分を措置)」と記載されている。つまり、複式学級の3クラスは各教員2名体制を基本とするわけであり、したがって、常勤教員1人当たりの担当時間数を算出するに当たっては $2,870\text{時間} \times 2\text{人}=5,740\text{時間}$ を対象として計算することが必要である。

### 【るべき積算：調整後】

区分	常勤教員数 (A)	1学年当たり クラス数 (B)	学習指導要領上の授業時間数			教員1人当 り基準時間 数 (C) B×C	基準時間数によ る現員教員数で の年間可能時 間数 (E) (D/A)	基準時間数 との差 (G-D) (F) F×A	非常勤講師 必要時間数 (G) (G-D)
			年間授業時 間数 (C)	学校当り年 間授業時間 (D)	常勤教員1 人当り担当 時間数 (E) (D/A)				
単式学級	23	2	5,645	11,290	859	700	16,100	▲ 3,660	▲ 3,660
複式学級		1	3,360	3,360					
特別支援学級		1	5,110	5,110					

(説明)

複式学級と特別支援学級の実際の授業遂行においては、複式学級・特別支援学級とも以下の一定の調整が可能となる。この以下の調整後の年間授業時間数及び非常勤講師必要時間数が上表「るべき積算：調整後」となる。

(1) 複式学級の「年間授業時間数(C)」について

生活科や体育・音楽等は第1学年と第2学年を合わせた16名でも授業が可能なため、第1学年と第2学年が異単元・異内容で授業を行なう教科の国語・算数の年間授業時間数490時間が、最低限での必要加算時間数となる。 $(2,870+490=3,360\text{時間})$

(2) 特別支援学級の「年間授業時間数(C)」について

3学級を合わせて授業を行なうことできる体育・音楽等(以下参照)について、週9時間 $\times$ 35週 $\times$ 2学級分=630時間を控除することができる。 $(5,740-630=5,110\text{時間})$ また、音楽・体育・国語は各週2時間、学級活動・遊びの時間・日常生活の時間は各週1時間で、合計週9時間となる。

### 【2013年2月校長会議における非常勤講師配分基準時間数の不足】

$$3660\text{時間} - (\text{基準時間数との差 } 930\text{時間} + \text{特別支援学級への加配 } 1400\text{時間}) = 1330\text{時間}$$

広島大学で働くみなさまへ



広報紙ひろば号外附属学校園版 2013年6月20日発行

発行 広島大学教職員組合

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2 (広大西口)

内線(東広島84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556

メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp

## 附属学校園の過重労働問題と労働基準監督署の「是正指導」について

附属学校園教員の過重労働問題につきましては、組合として以前よりその改善を課題として位置付けていますが、一昨年11月～昨年3月にかけて実施された附属学校園教員の労働実態調査もその一環として組合が大学へ要求し、実現したものです。組合によるその調査結果の集計では、全附属学校園教員の1人当たり平均時間外労働は月79時間36分となり、その過重さが改めて浮き彫りになったと言えます。(組合で集計した資料につきましては支部長宛の6月支部連絡会議資料に掲載していますが、必要な方は書記局までご連絡下さい。)

昨秋、東雲小学校常勤教員を2013年度に1名減少させる方針を大学が検討中であることが明らかとなり、東雲小学校の教員体制に焦点を当てた交渉を大学と繰り返してきました。昨年11月14日付けの大学宛要求文書は以下から始めています。

2013年度(平成25年度)の附属東雲小学校における常勤教員配置については、副校長・特別支援学級担当教員・養護教員・栄養教員を除き、常勤教員数を18名とする方針が検討されています。

しかしながら、上記除外者を除いた2012年度(平成24年度)の当該常勤教員数は19名であり、常勤教員数18名はそれから1名の減少となります。

昨秋から今春にかけて実施された附属学校教員の労働実態調査は、その結果が未だ公表されていないものの、当該調査は当組合の「附属学校教員の過重な労働状態の改善」要求も踏まえ、「職員の健康と福祉を確保するため」(大学の調査趣旨)に行なわれました。

それにも拘わらず、教員の過重な労働状況を更に悪化させることとなる上記常勤教員数の減少は、到底納得できるものではありません。

大学回答文書(4月12日)によれば、附属小学校、附属三原小学校、附属中・高等学校において2013年度常勤教員数が前年度より各1名減少となっています。上記の東雲小学校の減少は2013年度については食い止めることができましたが、しかし、上記の東雲小学校に関する要求文書はまだすべての附属学校園について当てはまるものと考えています。減少させた3名を附属学校部がどのような配置につけ、どのような職務を遂行させているかを正確に把握できていませんが、労働実態調査でも証明された附属学校園教員の過重労働を考慮すれば、教職員の過重労働による労働災害や健康障害を防止する責務を負っている使用者(大学)として、その対応は不適切なものと言わざるを得ません。仮に、常勤教員配置を要する新たな業務の発生が有ったとしても、大学は附属学校園教員の労働状態を更に過酷な状況へと導くことは絶対に避けるべきであり、したがって、全学予算の調整によって配置を行なうべきであると考えます。

4月下旬に労働基準監督署が附属小学校に調査に入り、大学に対して附属学校園教員の労働時間管理に関する「是正指導」を行ないました。今後、その問題へどのように対処するかが大学並びに附属学校園教職員及び組合にとって非常に重要な課題となります。しかし、その問題への対処は、附属学校園教員の過重労働の改善につながるものとして整理されなければなりません。

この問題について、現在検討中の7月27日組合定期大会議案「2013年度方針」では以下のように述べていますので、ご紹介します。

### ●附属学校園教員の労働時間と過重労働の軽減について

労働基準監督署の是正指導(労働時間の管理と教職調整額(本給の4%)を超える部分の時間外手当支給)を受け、今後、労働時間と非労働時間の区分が大きな課題となります。

また、それと一体の問題として、附属学校園教員の労働のあり方が重要かつ緊急に整理すべきものとなります。そして、この問題への対応は、当然のこととして、長年の懸案の課題である過重労働の軽減に繋がるものでなければなりません。

附属学校園教員の職務は、その中心対象が児童・生徒等の「人」であり、社会一般的な効率性や生産性のアップが通用しない、したがって、それを強制すれば本来の意味が阻害されてしまう問題が存在します。この職務の特殊性を充分に踏まえ、全附属学校支部と密接に連携して対処して行きます。

# 東雲小学校の教員体制に関する特殊性について

組合では、昨秋から 2013 年度の東雲小学校教員体制について大学と交渉を行なって来ました。その過程で、東雲小学校教員体制の特殊性を組合執行委員会及び書記局が正確に認識できていなかった点が明らかになるとともに、また、大学においてもそのことの理解に大いに疑問を生じさせたところがありました。

この東雲小学校教員体制の特殊性について、他の附属学校園のみなさまがどのように認識されているかは不明ですが、同じ附属学校園の同僚である東雲小学校教員の教育・労働環境に重要な影響を及ぼす問題であることから、改めて、組合としてそれを説明し、ご理解をお願いすることに致しました。

## ■東雲小学校の特殊性とは何か？

それは、特別支援学級と複式学級を有していることです。(ただし、特別支援学級は東雲中学校にも存在しています。)

現状の東雲小学校は、普通学級 12 学級（2 学級 × 6 学年）の他に、特別支援学級 3 学級（1・2 学年生、3・4 学年生、5・6 学年生ごとの各 1 学級で、各学級とも 8 人）、複式学級 3 学級（1・2 学年生、3・4 学年生、5・6 学年生ごとの各 1 学級で、各学年とも 8 人で各学級とも 16 人）を有し、計 18 学級で編制されています。

## ■この特殊性に対応する常勤教員体制について

大学によれば、「国立附属学校の教員定数は、その算定について直接定めたものはないことから、『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』(以下『標準法』という。) を準用して算出」するとしています。

この標準法に準じて東雲小学校の常勤教員体制を算出すれば、当組合の考えでは以下のようになります。

### ●まず、特別支援学級の常勤教員必要人数を見てみます。

標準法第 11 条第 1 項によれば、特別支援学校において、小学校の「三学級の部」の場合は学級数に「1.583」を乗じて得た数を「教頭及び教諭等の数」の標準としています。したがって、3 学級 × 1.583 = 4.749 → 5 人（標準法第 7 条第 1 項第 1 号「一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。」）が教頭及び教諭等の人数となり、教頭を除いた担当常勤教員数は 4 人になります。

この標準法の規定は「特別支援学校」に関するもので、「特別支援学級」に関するものではありませんが（標準法には特別支援学級自体に関する規定はありません）、東雲小学校の場合は特別支援学校に準じたカリキュラムで教育活動を展開しており、標準法の「特別支援学校」に関する条文を読み替えて準用することがもっとも妥当です。事実、東雲小学校の特別支援学級を担当する常勤教員数は、開設時が 1 学級で常勤教員 2 人、2 学級に増級したときは常勤教員 3 人、3 学級に増級したときは常勤教員数 4 人となって現在へ至っています。

### ●次に、複式学級と普通学級の常勤教員必要人数を見てみます。

標準法第 3 条第 2 項によれば、小学校において「二の学年の児童で編制する学級」の場合は、「一学級の児童又は生徒の数」は「十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）」となっています。

一方、東雲小学校では 1 学年生 8 人と 2 学年生 8 人の計 16 人で複式 1 学級を編制しています。したがって、1・2 学年の複式学級については 1 学年生 8 人で 1 学級、2 学年生 8 人で 1 学級に分割することが標準法の規定に則ることになります。それ故、標準法に従えば、東雲小学校の学級総数は現状の 18 学級 → 19 学級とすることが妥当となります。

特別支援学級の担当常勤教員数については上述した個別基準がありますので、それ以外の常勤教員数の算定にあたっては特別支援学級を除いて計算するようになります。特別支援学級を除いた学級数は、標準法に従えば  $19 - 3 = 16$  学級となり、この 16 学級について、標準法第 7 条第 1 項第 1 号によって「教頭及び教諭等」の人数を算出した場合、 $16 \text{ 学級} \times 1.20$  (乗ずる数) = 19.2 → 20 人（同前）が「教頭及び教諭等」の常勤教員数となります。

したがって、副校長・特別支援学級担当教員・養護教員・栄養教員を除いた東雲小学校の常勤教員数は 20 人となることが標準法に則ったものとなります。

### ●以上から、副校長・養護教員・栄養教員を除いた東雲小学校の常勤教員数は 24 人となります。現状の常勤教員配置は 23 人となっています。

大学の主張は、特別支援学級については標準法でそれとして規定されていないので、普通学級と同じ基準で算出するというものです。また、2013 年度東雲小学校の上記常勤教員数を 2012 年度の 23 名から 1 名減じた 22 名とする方針検討に対して団体交渉等を行った結果、「第一学年の児童を含む複式学級の問題に対処するため」、標準法を「準用して算出した教員数 22 名に加えて、引き続き戦略的人員配分として 1 名の教員を追加配分することとした」というものです。

特別支援学級に関する考え方は勿論のこと、1 学年生を含む複式学級に関する考え方（「戦略的配置」や「追加配分」ではなく、「基本的配置」の問題です）も納得できるものではありません。組合としては引き続き交渉を行なっていきます。

## ■更に、この特殊性に対応する非常勤講師体制について

東雲小学校の特別支援学級と複式学級の特殊性は非常勤講師体制の算出方法にも影響を与えますが、この点についても大学においては充分な理解が為されていません。

次ページの表は大学へ提出したもので、東雲小学校の 2013 年度非常勤講師体制を算出する計算資料ですが、【2月校長会議資料】では「基準分」としての「非常勤講師必要時間数」を 930 時間としています。また、この 930 時間とは別に、「特別支援学級への加配分として基準時間数を配分（各クラス複数教員体制となるよう必要人数分を措置）」（校長会議）として「基準分」の 1,400 時間がありますから、この部分の合計では 2,330 時間の非常勤講師体制になります。（非常勤講師経費の配分は、基本となる「基準分」と特別な事情により申請して承認される「特別分」とに区分されています。）

問題は、この非常勤講師の必要時間数を算出する際のベースとなる「年間授業時間数」の計算の仕方にあります。次ページの表の説明をお読みいただきたいと思いますが、以下、その問題点を簡略化して述べます。

●まず、特別支援学級では上述のように「各クラス複数教員体制」（校長会議）を保障するとしていますが、しかし、常勤教員 1 人が担当する年間授業時間数を算定する際、その特別支援学級分の時間数は 2 学年生 + 4 学年生 + 6 学年生の授業時間合計 2,870 時間を対象（分子）にして常勤教員数で除しています。しかし、そこ間に間違いがあります。例えば、分かりやすくするために、1 クラス年間授業時間 100 時間を 2 人体制で受け持つとします。この場合、【2月校長会議資料】では  $100 \text{ 時間} \div 2 \text{ 人} = 50 \text{ 時間}$  と計算し、50 時間が 1 人の常勤教員が年間に担当する時間数になります。つまり、1 人の常勤教員は年間 100 時間を担当しているにも拘わらず、50 時間とされているわけです。この場合、分子（対象）となる授業時間数を 100 時間 × 2 = 200 時間とし、 $200 \text{ 時間} \div 2 \text{ 人} = 100 \text{ 時間}$  とすることで整合性が取れることになります。【あるべき積算：基本】と【あるべき積算：調整後】の表と説明はそのことを意味しています。

●もうひとつの複式学級に係る年間授業時間数の計算においても、【2月校長会議資料】では同様な間違いを犯しています。こちらは【あるべき積算：調整後】の方を使って説明します。【2月校長会議資料】では、特別支援学級の場合と同様に対象（分子）となる年間授業時間数を 2 学年生 + 4 学年生 + 6 学年生の合計 2,870 時間とし、それを常勤教員数で除しています。しかし、この 2,870 時間に含まれない 1 学年生個別の授業時間があります。1 学年生の国語と算数の授業は 2 学年生とは内容が異なるため、両学年を合同で行なうことはできません。したがって、1 人の常勤教員が担当する年間授業時間数を算出するに当たっては、1 学年生個別の国語・算数の授業時間 490 時間を上記の 2,870 時間に加算した 3,360 時間を分子（対象）として現実の常勤教員 1 人当たりの担当授業時間数が算定されることになります。因みに、普通学級（単式学級）の計算においては 1 学年生～6 学年生の合計授業時間数を分子（対象）に置いていますが、それとまったく同じ問題です。

●常勤教員 1 人当たりが担当している年間授業時間数の計算においては、この特別支援学級と複式学級に係る特殊性を算入しなければ正確な数値は出て来ません。そして、それらは一時的・臨時の特別な事情により申請して承認される「特別分」ではなく、特別支援学級と低学年複式学級自体の基本である「基準分」として位置付けられなければなりません。

東雲小学校サイドではその主張を繰り返して来たものの、大学では未だに受け入れていません。組合は前記の常勤教員体制の問題と合わせ、継続を交渉して行きます。

